

# 生駒南小学校いじめ防止基本方針（30年度版）

平成30年4月6日

## 1. はじめに（学校の方針）

何より学校は、児童が教職員や周りの友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が、大切にされているという実感を持ち、互いに認め合いながら、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる学校づくりを進める。

## 2. いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 3. いじめの問題への取組

### □未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

また、「命の大切さ」や「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (2) 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や成就感を育むとともに、「わかる」授業づくりに努める。
- (3) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さを実感させたり、相手を思いやる心の醸成を図ったりする。
- (4) 情報モラルについて、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように指導する。

#### □早期発見

- (1) いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。
- (2) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について、相談しやすい環境を整える。
- (3) いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

#### □早期解決（いじめに対する措置）

- (1) いじめの発見・通報を受けたら、担任教師など特定の教師のみがかかえこむことのないよう、校長をはじめ関係教職員でチーム（関係者会議）を組み、対応する。（別紙「いじめ対応マニュアル」参照）
- (2) 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じてスクールカウンセラーやS S W等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (5) 問題が解消したと判断できた場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- (6) いじめが起きた集団（グループや学級集団等）へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (7) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等と連携して行う。

### 4. いじめ問題に取り組むための校内組織

本校では、いじめ防止対策組織として、「生徒指導校内委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・担任・養護教諭等で組織し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

#### (2) 「生徒指導校内委員会」の役割

○「生駒南小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・実施後は必ず評価を行い、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

○教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「生駒南小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

・いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

## 5. 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「いじめ対応マニュアル」に基づいて対応する。
- (2) 重大事態については、「緊急対策会議」「緊急職員会議」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 6. その他

### (1) 保護者・地域との連携

- ・個人懇談や教育相談だけでなく、学校行事や学年行事、授業へのボランティアなど、保護者や地域の方が来校する機会を増やす。保護者や地域の方に、学校の教育活動を見ていただいたり、学校と懇談したりすることで、連携を深めていく。
- ・学校だよりやホームページを通して、いじめ防止の取組状況を発信する。

### (2) 学校に取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A (Plan→Do→Check→Action) サイクルで見直し、実効性のある取組になるよう努める。